

改正

平成20年9月30日条例第37号

平成25年2月28日条例第2号

香取市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定により、香取市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派(以下「会派」という。)及び議員の職にある者(以下「議員」という。)に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、香取市議会における会派及び議員に対して交付する。

(交付の方法)

第3条 政務活動費は、年度ごとに交付するものとし、4月に、当該年度に属する月数分を交付する。ただし、年度途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月分を交付する。

(会派及び議員に対する政務活動費)

第4条 会派に対する政務活動費は、毎年4月1日における当該会派の所属議員数に月額1万円を乗じて得た額を交付する。

2 議員に対する政務活動費は、毎年4月1日に在職する議員に対して、1人当たり月額1万円を交付する。

(会派及び議員の異動等)

第5条 年度の途中において、政務活動費の交付を受けた会派又は議員に他の会派等への異動が生じた場合は、政務活動費の総額から当該会派又は議員が当該異動の生じた日までに支出した市政に関する調査研究その他の活動に資するために要した経費を控除した残額(以下「政務活動費残額」という。)のうち、当該異動議員が受けるべき政務活動費を、当該会派又は議員に振り替えなければならない。

2 議会の解散等に伴う選挙後において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分から政務活動費を交付する。

3 議会の解散等に伴う選挙後において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分から政務活動費を交付する。

4 年度の途中において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散があった場合は、政務活動費残額を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かななければならない。

(収支報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、当該政務活動費に係る収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は議員であった者は、当該会派の解散の日又は議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派又は議員がその年度において政務活動費残額がある場合は、当該残額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書の保存)

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月30日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の香取市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の香取市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表 (第6条第2項)

項 目	内 容
調査研究費	会派又は議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派又は議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派又は議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派又は議員が行う住民からの市政及び会派又は議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派又は議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派又は議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費